



令和7年度第3回 桑名市上下水道事業経営審議会

令和8年1月



目次

(1)料金水準の見直しについて・・・追加資料

(2)水道料金の現状

(3)水道料金体系の見直しの検討

(4)答申(案)について

(1)料金水準の見直しについて・・・追加資料

- ①職員増に伴う収支への影響について
- ②一人当たり有収水量の推移
- ③社人研の人口推計が1%減少した場合の収支見通し
- ④一般住宅と事業所等との有収水量の推移

①職員増に伴う収支への影響について



- ◆類似団体の平均職員数は、29名で桑名市は、27名です。
- ◆現在の給与水準で4条職員が2名増加したと仮定すると、年間15百万円の人件費(建設改良費)の増加となる。

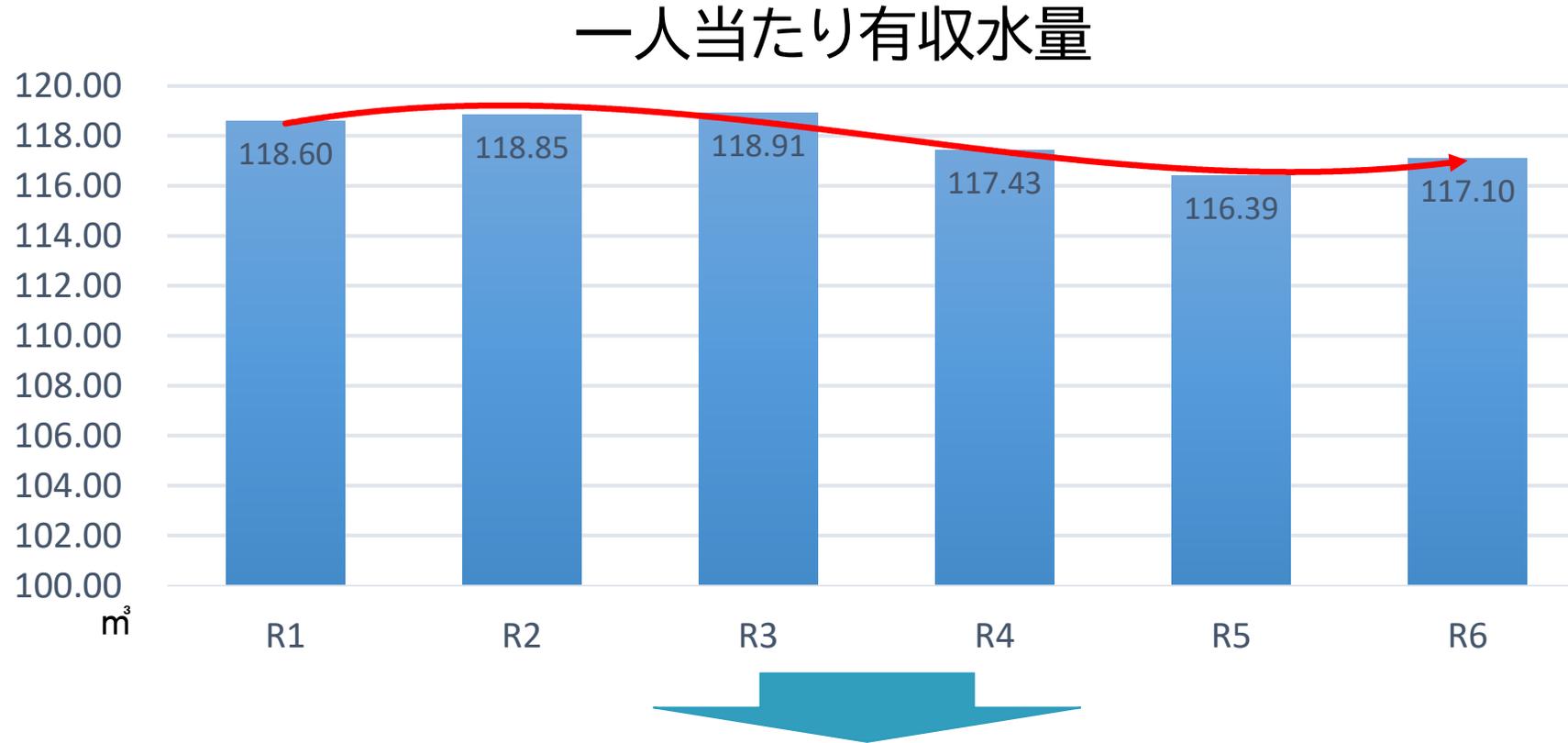


令和12年度までにおいては、減価償却費への影響は軽微となることから改定率に影響はありません。

②一人当たり有収水量の推移



本物力こそ桑名力



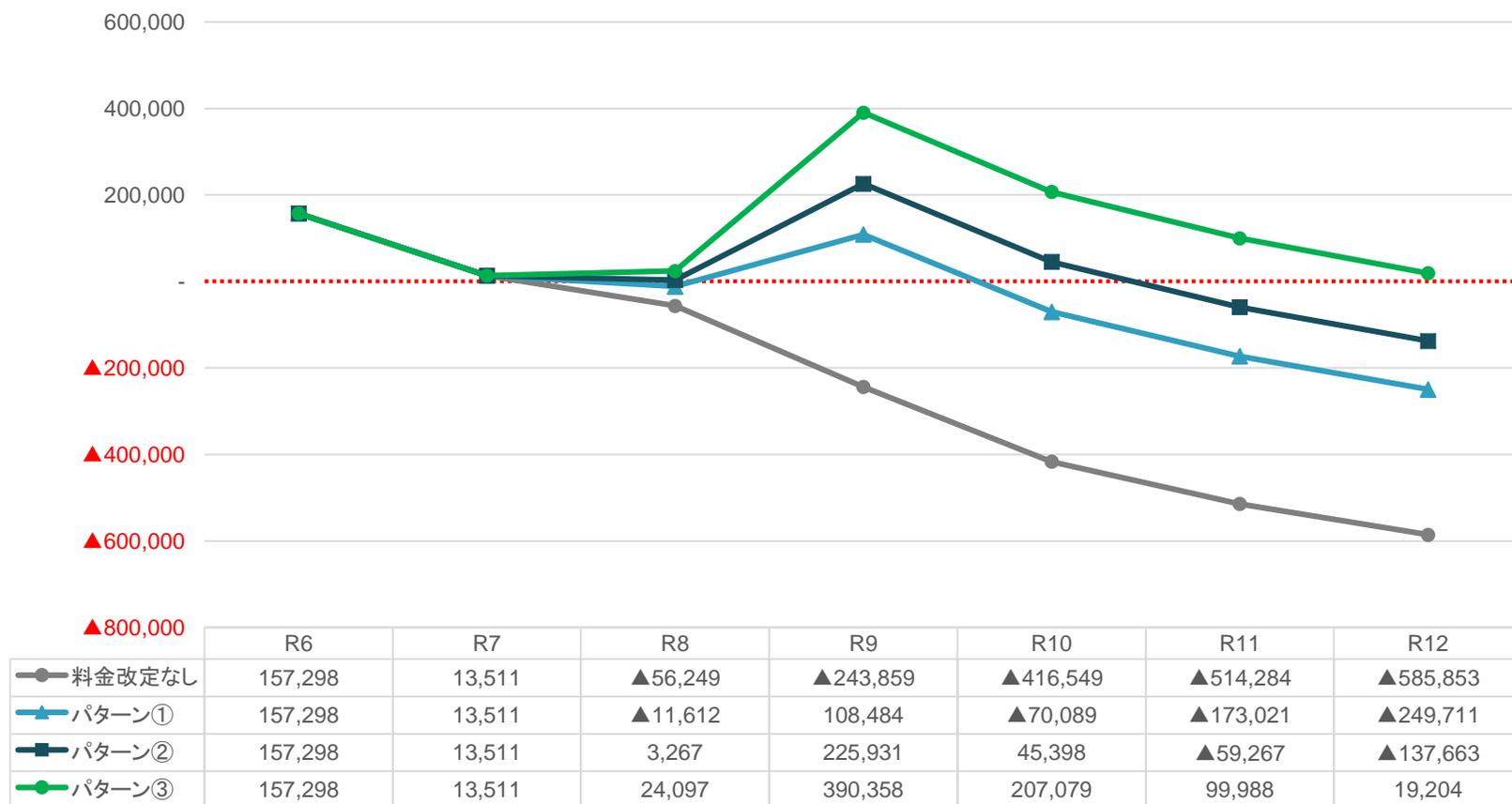
- ◆令和元年度～令和3年度は、コロナ禍で家庭内での使用量が増加したと思われます。
- ◆令和3年から4年の減少は、コロナ禍が収束に向かい社会活動の再開が影響していると思われる。
- ◆令和4年度～令和6年度の直近の3年を見ると減少傾向にあるとは言い切れない。

③社人研の人口推計が1%減少した場合の収支見通し



- ◆ 社人研の人口推計からさらに1%減少した場合でパターン①、②を再精査しました。
- ◆ 社人研の人口推計からさらに1%減少した場合で、料金改定率が20%とした場合は、令和11年から収益的収支は赤字となります。

収益的収支の将来見込



検討条件	料金改定率
パターン①	15%
パターン②	20%
パターン③	27%

④一般住宅と事業所等との有収水量の推移



- ◆ 一般住宅と事業所等との有収水量の推移です。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響も少なくなり、事業所の水量が増加傾向です。

決算年度	有収水量(m ³)		有収水量ベース(%)	
	一般住宅	事業所	一般住宅	事業所
R6	11,994,596	4,101,631	74.52	25.48
R5	12,102,476	4,036,514	75	25
R4	12,325,311	4,014,634	75.43	24.57
R3	12,637,596	3,973,670	76.08	23.92

※一般住宅・・・一般住宅及び集合住宅

※事業所・・・事業所、大型販売店、飲食店、製造業、ホテル、医療関係、浴場、娯楽等



(2)水道料金の現状

◆ 水道料金は、水道メーターの口径に応じた基本料金と、口径に関わらず一定の基本料金及び従量料金(5段階逦増※)から成り立っています。

区分	基本料金		従量料金(1m ³ あたり)				
	口径(mm)	料金(円)	~10m ³	11~20m ³	21~40m ³	41~100m ³	101m ³ 以上
一般用	13	1,080	11円/m ³	131円/m ³	160円/m ³	171円/m ³	176円/m ³
	20	1,080					
	25	1,440					
	30	2,160					
	40	3,960					
	50	9,000					
	75	29,700					
	100	70,200					
	150	108,000					
	200	198,000					
湯屋 営業用	4,762		-				83円/m ³
学校 プール用	4,608		-				108円/m ³
臨時用 その他	6,451		-				482円/m ³

逦増度
16倍

※逦増料金とは、使用水量が増加するに従い料金単価が上がる料金体系を指します。

令和6年度の調定データの分析①

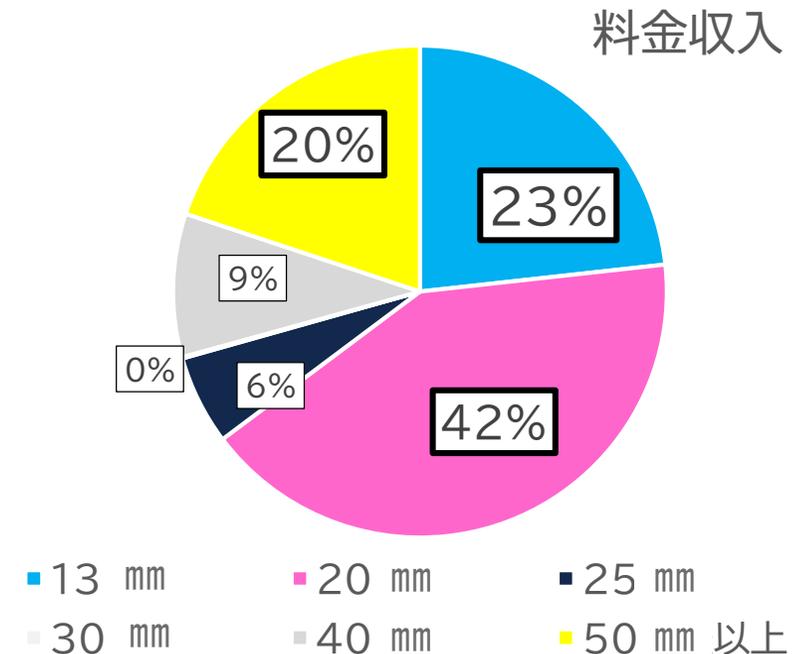
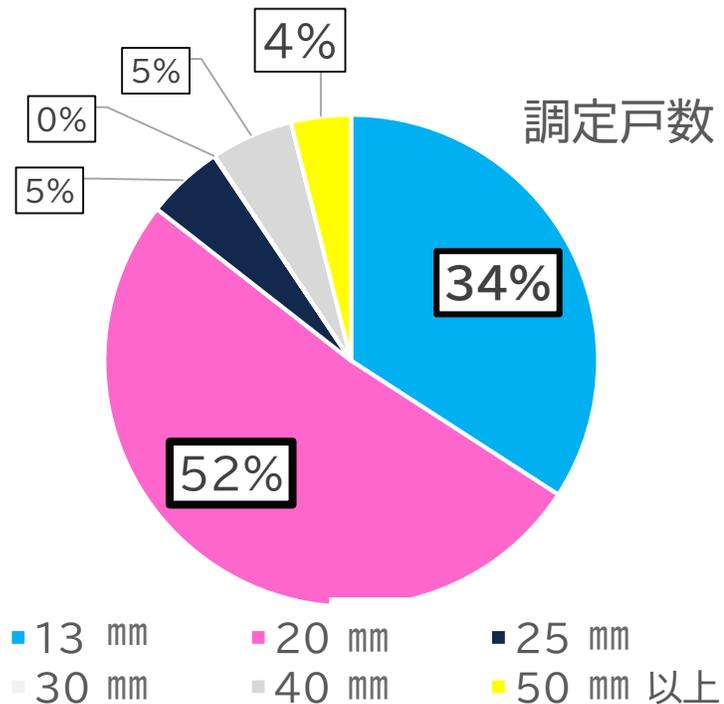


本物力こそ桑名力

調定戸数 口径13mm.....34%
口径20mm.....52%
口径50mm以上.....4%

料金収入 口径13mm.....23%
口径20mm.....42%
口径50mm以上.....20%

◆これは中・大口径において、口径13mm等の小口径と比較し、1件当たり利用水量が大きいことを示しています。

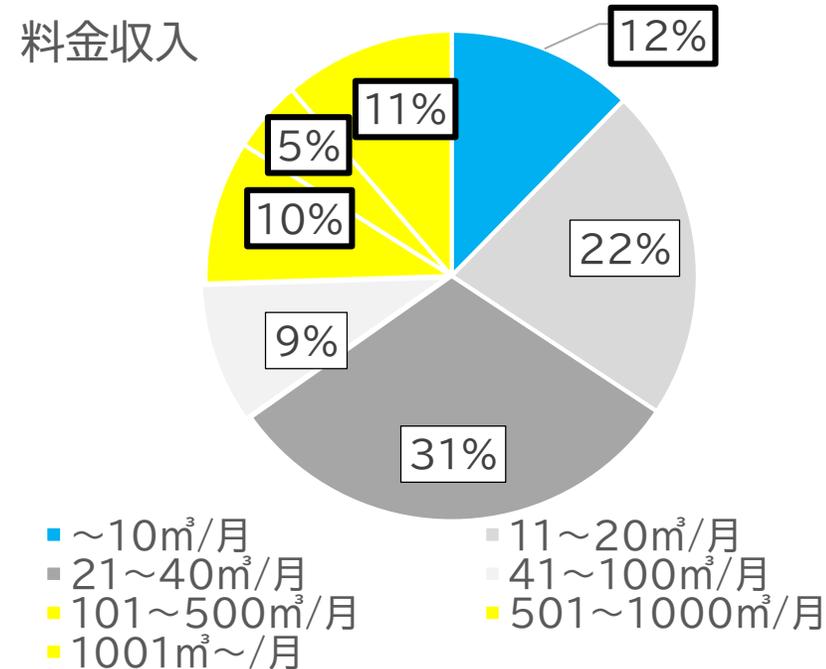
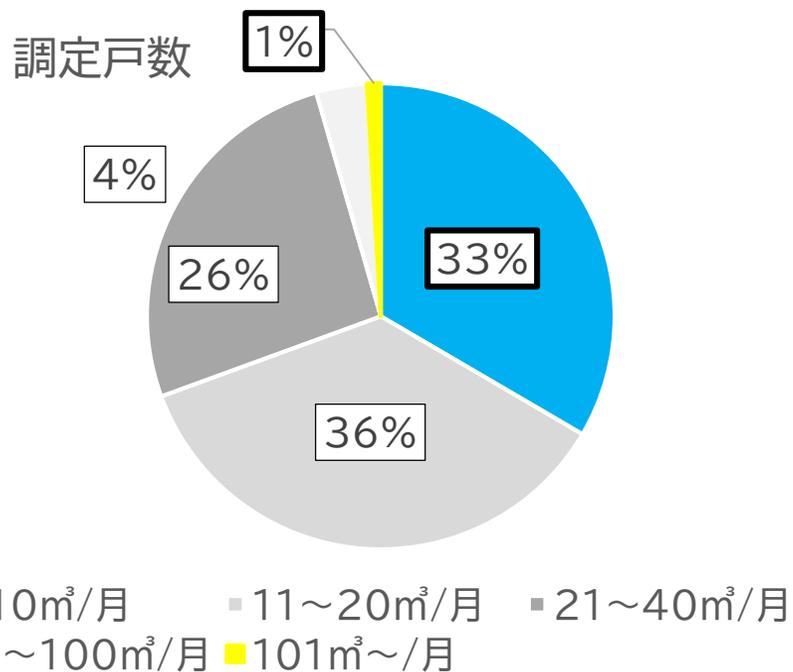


令和6年度の調定データの分析②

調定戸数 10m³以下…33%
101m³以上…1%

料金収入 10m³以下…12%
101m³以上…26%

◆これは、逦増料金体系の設定が一因となっており、1件当たりの使用水量の減少が見込まれる場合には、水量減少以上の割合で従量料金収入が減ることが想定されるため、経営の安定化のためには逦増度の検討が求められる状況といえます。**【料金体系課題】**



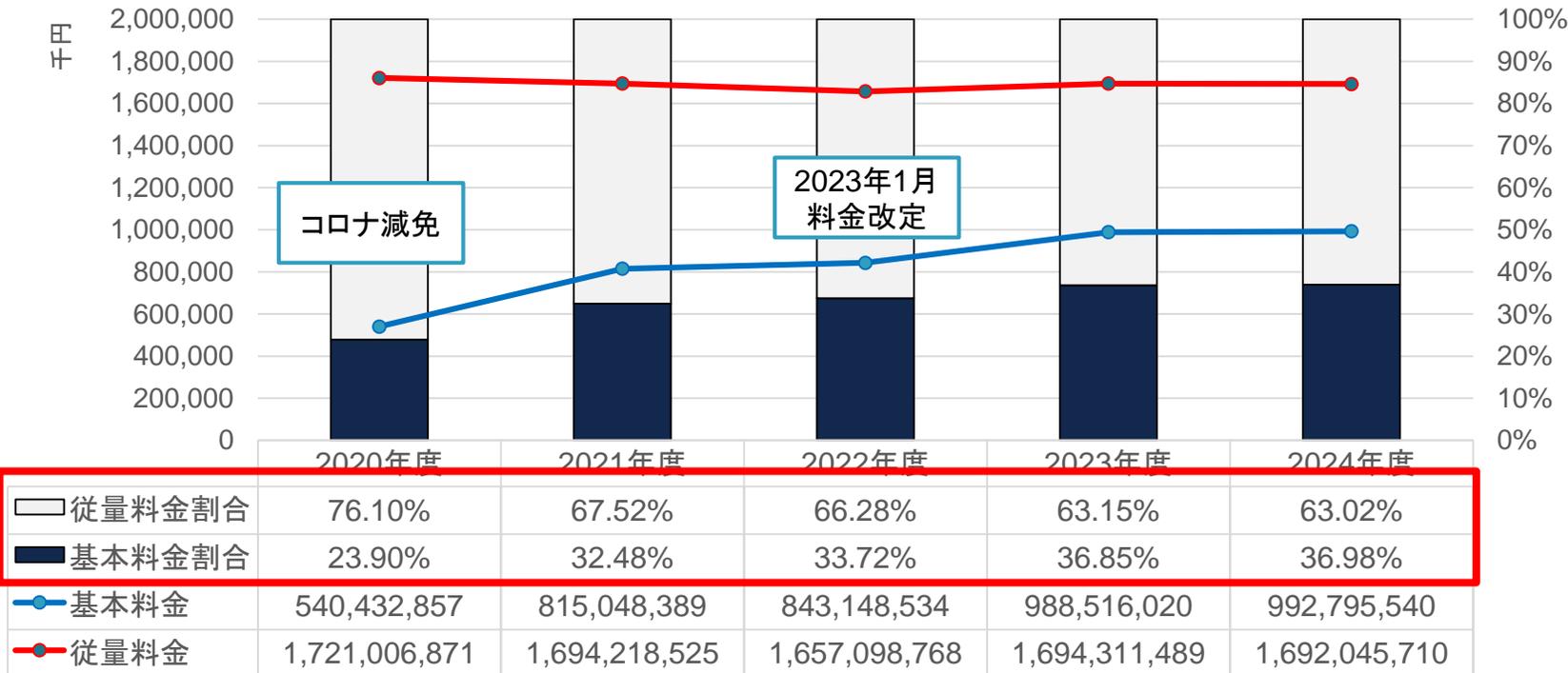
基本料金収入と従量料金収入の推移



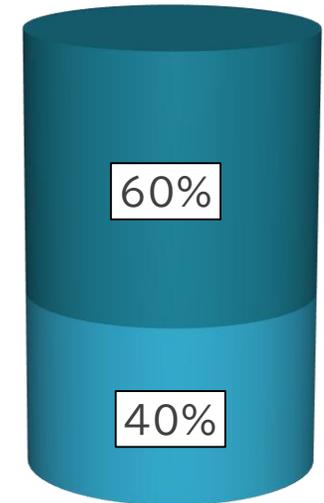
本物力こそ桑名力

◆ 1件当たりの利用水量の減少にも対応できるように、経営の安定化のためには、基本料金収入割合の増加を図る必要があります。**【料金体系課題】**

基本料金と従量料金の内訳推移



水道料金算定要領



■ 基本料金割合
■ 従量料金割合

項目	現状と課題
内訳分析	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 逓増制従量料金のため、101m³以上使用者の料金収入が約26%(有収水量が約22%)と高い割合となっており、<u>水需要の減少が見込まれる場合には、水量減少以上の割合で従量料金収入が減る恐れがある状況</u>です。→景気の影響に左右される ◆ 低い従量料金設定(11円/m³)の月10m³以下利用者は調定戸数が33%と高い割合を占めていますが、<u>料金負担は12%に留まっています</u>。→少量利用者への配慮
推移分析	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>直近年度の基本料金割合(約37%)は、日本水道協会の水道料金算定要領に基づく総括原価の集計結果(約40%)を若干下回っています</u>。 ◆ <u>過去5年間、基本料金収入が増加しているが、経営の安定化のためには、基本料金収入割合を高めることが必要な状況</u>である。



料金体系の見直しにあたっては、①基本料金収入と従量料金収入の割合の見直し、②逓増度の見直しが主なポイントとなります



(3)水道料金体系の見直しの検討

水道料金改定検討のながれ



本物力こそ桑名力

- ◆ 水道料金については、まず料金で賄うべき総括原価を算定して、必要な改定率を算出します。
- ◆ その後総括原価分解をして一定の方法で使用者に総括原価を配賦し、基本料金と従量料金を算出します。

ステップ1 総括原価の算定 (料金水準の算定)

- 将来の水需要予測の算定
- 将来の財政収支のシミュレーション
- 将来の財政収支見通しから料金算定期間中に発生する費用及び控除額を算定

ステップ2 総括原価の分解

- ステップ1で算定された費用を、その費用発生の要因から、以下に分解
 - ・検針費用や量水器費用のような「需要家費」
 - ・維持管理費や減価償却費のような「固定費」
 - ・動力費や薬品費、受水費のような「変動費」

ステップ3 料金区分への配分

- ステップ2で分解された需要家費、固定費、変動費をそれぞれ「準備料金」、「水量料金」へ配分する。

ステップ4 料金への配賦 (料金体系の設定)

- ステップ3で配分された準備料金を、口径の大きさに基づき「基本料金」へ、水量料金を逓増度に配慮したうえで使用量に基づいて「従量料金」へ配賦
(検討ポイント例)
 - ① 基本料金収入と従量料金収入の割合の設定
 - ② 口径別料金単価の設定(基本料金・従量料金)
 - ③ 基本水量の設定
 - ④ 従量料金の逓増度の設定
- 料金表案のパターンを提示

第3回
審議会
で実施

水道料金算定要領に基づく総括原価の区分(イメージ)

財政シミュレーションにおける総括原価



性質別に区分

需要家費	固定費	変動費
水道使用量とは関係なく、需要家(利用者)が存在することによって発生する費用(検針、集金、量水器関係費等)	水道使用量とは関係なく、施設を適切に維持していくために固定的に必要な費用(施設維持管理費の大部分、減価償却費、支払利息等)	概ね水道使用量の増減に比例して必要となる費用(薬品費、動力費等)

基本料金

- ・口径別単価
- ・基本水量なし

区分に応じて
配分

従量料金

- ・単一単価(逡増なし)

水道料金算定要領に基づく算定結果



本物力こそ桑名力

- ◆ 水道料金算定要領に基づき、総括原価を「基本料金」「従量料金」に配分しました。
- ◆ 基本料金割合は、40.1%になり、令和6年度実績(36.9%)は3%下回っています。

総括原価算定結果

(単位:円)

		(単位:円)													
		13	20	25	30	40	50	75	100	150	200	口径 (mm)			
(単位:千円)	総括原価												検針・集金	基本料金	
	11,850,506												需要家費		
	必要家費												検針・集金		
	600,064												量水器		
	検針・集金関係	75.5	75.5	75.5	75.5	75.5	75.5	75.5	75.5	75.5	75.5	75.5	75.5		75.5
	260,503	73.0	110.3	127.5	253.5	316.2	1,271.8	1,590.5	3,410.5	7,041.2	0.0	0.0	0.0		0.0
	量水器関係	610.8	1,533.8	2,454.0	3,636.3	6,691.7	10,766.0	25,756.8	47,048.3	110,091.7	202,249.5	202,249.5	202,249.5		202,249.5
	339,561	759.3	1,719.6	2,657.0	3,965.3	7,083.4	12,113.2	27,422.8	50,534.3	117,208.5	202,325.0	202,325.0	202,325.0		202,325.0
	基本料金	759	1,720	2,657	3,965	7,083	12,113	27,423	50,534	117,208	202,325	202,325	202,325		202,325
	維持管理費 2,164,806 控除項目 -264,295 減価償却費 2,047,417 支払利息 290,587 資産維持費 -84,550												固定費		
固定費												計			
9,551,390												上記の補正			
従量料金												上記の補正			
維持管理費 2,812,826 控除項目 -343,411 減価償却費 2,660,298 支払利息 377,572 資産維持費 -109,860												計			
従量料金												上記の補正			
変動費												計			
1,699,053												上記の補正			
変動費												計			
1,699,053												上記の補正			

	総額	割合
基本料金	4,754,027	40.1%
従量料金	7,096,479	59.9%

水道料金算定要領に基づく算定結果と現状の料金体系の比較



本物力こそ桑名力

- ◆ 固定費を口径別に割り振ると、口径25mmから口径50mmの基本料金が費用に対して、安い水準になっているため、基本料金改定率を、他の口径と比べて高く設定する必要があります。
- ◆ 一方、口径13mmは、高い水準となっているため、基本料金改定率を抑制する必要があります。

現状の基本料金

口径	13	20	25	30	40	50	75	100	150	200
基本料金	1,080	1,080	1,440	2,160	3,960	9,000	29,700	70,200	108,000	198,000

水道料金算定要領に基づく算定結果

基本料金	759	1,720	2,657	3,965	7,083	12,113	27,423	50,534	117,208	202,325
------	-----	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	---------	---------

水道料金算定要領に基づく算定結果と現状の料金体系の比較



本物力こそ桑名力

- ◆ 水道料金算定要領に基づく算定結果の採用は、口径13mmや多量使用者で増加率がマイナスとなる一方で、口径20mm以上の口径の少量～中量利用者では改定率が非常に高くなる等現実的ではありません。

代表的な水量での料金負担UP率

水量/月	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm
0m ³	-29.7%	59.3%	84.5%	83.6%	78.9%	34.6%	-7.7%	-28.0%	8.5%	2.2%
5m ³	16.2%	100.9%	115.2%	104.3%	90.4%	40.0%	-6.0%	-27.3%	9.0%	2.4%
10m ³	57.9%	138.7%	143.7%	124.0%	101.5%	45.3%	-4.3%	-26.5%	9.5%	2.7%
15m ³	32.2%	84.3%	96.7%	93.0%	85.5%	41.2%	-4.5%	-26.4%	9.3%	2.6%
20m ³	20.0%	58.4%	71.2%	73.3%	73.3%	37.7%	-4.7%	-26.3%	9.2%	2.6%
30m ³	0.5%	23.9%	34.9%	41.4%	49.6%	28.7%	-5.9%	-26.4%	8.6%	2.3%
50m ³	-14.2%	-1.2%	6.3%	12.7%	23.3%	15.5%	-8.3%	-26.7%	7.4%	1.8%
100m ³	-25.1%	-19.0%	-15.1%	-11.0%	-3.0%	-2.4%	-13.4%	-27.4%	4.5%	0.3%
250m ³	-32.1%	-29.8%	-28.2%	-26.4%	-22.5%	-20.2%	-21.9%	-29.6%	-2.7%	-3.7%
500m ³	-34.3%	-33.2%	-32.4%	-31.4%	-29.3%	-27.8%	-27.4%	-31.5%	-10.4%	-8.8%
1000m ³	-35.3%	-34.8%	-34.4%	-33.9%	-32.8%	-31.9%	-31.3%	-33.2%	-18.5%	-15.3%
2500m ³	-36.0%	-35.7%	-35.6%	-35.4%	-34.9%	-34.5%	-34.2%	-34.9%	-27.2%	-24.1%
5000m ³	-36.2%	-36.0%	-36.0%	-35.9%	-35.6%	-35.4%	-35.2%	-35.6%	-31.3%	-29.1%

一般家庭の1か月あたりの水道使用料(税抜)

使用水量 (1か月あたり)	現行水道料金 (13・20mm)	改定後水道料金 (13mm)	改定後水道料金 (20mm)
0m ³	1,080円	759円 (△321円)	1,720円 (+640円)
10m ³	1,190円	1,879円 (+689円)	2,840円 (+1,650円)
20m ³	2,500円	2,999円 (+499円)	3,960円 (+1,460円)
30m ³	4,100円	4,119円 (+19円)	5,080円 (+980円)
40m ³	5,700円	5,239円 (△461円)	6,200円 (+500円)
50m ³	7,410円	6,359円 (△1,051円)	7,320円 (△90円)



- ◆ 基本料金割合は、40.1%になり、令和6年度実績(36.9%)は3%下回っています。→40%前後になるように基本料金割合を上げる
- ◆ 現状は、逓増度が高く、逓増度をなしとする水道料金算定要領と差異がある。→逓増度16倍から低下させる
- ◆ 現状は、口径13mmと口径20mmの基本料金が同一という点で、水道料金算定要領と差異がある →異なる基本料金の設定について検討する



水道料金算定要領の算定結果に近づけつつ、現行の支払額から大幅な増額にならない範囲で4つのパターンを作成しました。

料金体系のパターン①(逡増度調整)の設定

1. パターン設定(調整)の考え方

	基本料金収入と従量料金収入の割合の見直し	逡増度の見直し	口径13mmと口径20mm基本料金設定
調整	算定要領の算定結果を採用 (基本料金割合37%→40%)	第一段階(～10m ³)従量料金を22円とし、他の段階の従量料金は同率でUPさせることで逡増度を抑制(16倍⇒9.5倍)	算定要領の算定結果を採用 (調整無し)

2. パターン① 料金体系

(1か月あたり・税抜き)

口径	基本料金	従量料金(1m ³ あたり)				
		1～10m ³	11～20m ³	21～40m ³	41～100m ³	101m ³ 以上
13mm	759円					
20mm	1,720円					
25mm	2,657円					
30mm	3,965円					
40mm	7,083円	22円/m ³	155円/m ³	189円/m ³	202円/m ³	208円/m ³
50mm	12,113円					
75mm	27,423円					
100mm	50,534円					
150mm	117,208円					
200mm	202,325円					

料金体系のパターン①（逦増度調整）の分析



本物力こそ桑名力

- ◆ パターン①は、口径13mm少量利用者で増加率がマイナスとなる一方で、口径20mm以上の口径の少量～中量利用者では改定率が高くなる等現実的ではありません。
- ◆ また、一定程度抑制されるものの、引き続き比較的高い逦増度(9.5倍)となります。

代表的な水量での料金負担UP率

水量/月	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm
0m ³	-29.7%	59.3%	84.5%	83.6%	78.9%	34.6%	-7.7%	-28.0%	8.5%	2.2%
5m ³	-23.4%	61.2%	85.1%	84.0%	79.2%	35.0%	-7.5%	-27.9%	8.6%	2.2%
10m ³	-17.7%	63.0%	85.6%	84.4%	79.4%	35.4%	-7.3%	-27.8%	8.6%	2.2%
15m ³	-4.9%	47.2%	65.6%	69.6%	71.0%	34.2%	-6.7%	-27.4%	8.7%	2.3%
20m ³	1.2%	39.6%	54.8%	60.2%	64.6%	33.2%	-6.2%	-27.0%	8.7%	2.3%
30m ³	7.8%	31.2%	41.6%	47.2%	53.9%	31.2%	-5.0%	-26.0%	8.9%	2.5%
50m ³	12.4%	25.4%	31.6%	35.9%	42.4%	28.4%	-2.9%	-24.1%	9.1%	2.7%
100m ³	15.5%	21.5%	24.6%	27.0%	31.4%	24.7%	1.2%	-19.8%	9.8%	3.3%
250m ³	17.2%	19.4%	20.6%	21.6%	23.7%	21.3%	7.5%	-10.8%	11.3%	5.0%
500m ³	17.7%	18.8%	19.4%	19.9%	21.0%	19.8%	11.6%	-2.6%	12.8%	7.0%
1000m ³	17.9%	18.5%	18.8%	19.0%	19.6%	19.0%	14.4%	4.9%	14.5%	9.7%
2500m ³	18.1%	18.3%	18.4%	18.5%	18.7%	18.5%	16.6%	11.8%	16.3%	13.2%
5000m ³	18.1%	18.2%	18.3%	18.4%	18.5%	18.4%	17.3%	14.8%	17.1%	15.2%

一般家庭の1か月あたりの水道使用料(税抜)

使用水量 (1か月あたり)	現行水道料金 (13・20mm)	改定後水道料金 (13mm)	改定後水道料金 (20mm)
0m ³	1,080円	759円 (△321円)	1,720円 (+640円)
10m ³	1,190円	979円 (△211円)	1,940円 (+750円)
20m ³	2,500円	2,529円 (+29円)	3,490円 (+990円)
30m ³	4,100円	4,419円 (+319円)	5,380円 (+1,280円)
40m ³	5,700円	6,309円 (+609円)	7,270円 (+1,570円)
50m ³	7,410円	8,329円 (+919円)	9,290円 (+1,880円)

料金体系のパターン②(基本料金調整・逡増度調整)の設定



本物力こそ桑名力

1. パターン設定(調整)の考え方

	基本料金収入と従量料金収入の割合の見直し	逡増度の見直し	口径13mmと口径20mm基本料金設定
調整	算定要領の算定結果を基に、 各口径の基本料金改定率を最低20% とする (基本料金割合37%→41%)	第一段階(～10m³)従量料金を22円 とし、他の段階の従量料金は同率でUPさせることで逡増度を抑制(逡増度16倍⇒9.3倍)	現在の料金体系を踏襲し、 口径13mmと口径20mmの基本料金額を同一 にする

2. パターン② 料金体系

(1か月あたり・税抜き)

口径	基本料金	従量料金(1m ³ あたり)				
		1～10m ³	11～20m ³	21～40m ³	41～100m ³	101m ³ 以上
13mm	1,296円					
20mm	1,296円					
25mm	2,657円					
30mm	3,965円					
40mm	7,083円	22円/m ³	152円/m ³	186円/m ³	198円/m ³	204円/m ³
50mm	12,113円					
75mm	35,640円					
100mm	84,240円					
150mm	129,600円					
200mm	237,600円					

料金体系のパターン②（基本料金調整・逦増度調整）の分析



本物力こそ桑名力

- ◆ パターン②は、口径25～40mmの少量～中量利用者では改定率が高くなるものの、口径13mm及び口径20mmの一般家庭利用者及び大口径では改定率のバランスが確保できます。
- ◆ ただし、口径13mmの基本料金は、引き続き総括原価算定結果と比較し、高い水準となります。
- ◆ また、一定程度抑制されるものの、引き続き比較的高い逦増度(9.3倍)となります。

代表的な水量での料金負担UP率

水量/月	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm
0m ³	20.0%	20.0%	84.5%	83.6%	78.9%	34.6%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%
5m ³	23.9%	23.9%	85.1%	84.0%	79.2%	35.0%	20.1%	20.1%	20.0%	20.0%
10m ³	27.4%	27.4%	85.6%	84.4%	79.4%	35.4%	20.3%	20.1%	20.1%	20.0%
15m ³	23.4%	23.4%	64.9%	69.1%	70.6%	34.1%	20.2%	20.1%	20.1%	20.0%
20m ³	21.4%	21.4%	53.7%	59.4%	64.0%	32.9%	20.1%	20.1%	20.0%	20.0%
30m ³	19.4%	19.4%	40.3%	46.0%	53.1%	30.7%	19.9%	20.0%	20.0%	20.0%
50m ³	17.9%	17.9%	29.9%	34.3%	41.1%	27.5%	19.6%	19.8%	19.9%	19.9%
100m ³	16.8%	16.8%	22.5%	25.0%	29.6%	23.3%	18.8%	19.4%	19.6%	19.8%
250m ³	16.2%	16.2%	18.4%	19.5%	21.6%	19.4%	17.8%	18.6%	18.9%	19.3%
500m ³	16.1%	16.1%	17.2%	17.7%	18.8%	17.8%	17.0%	17.8%	18.2%	18.8%
1000m ³	16.0%	16.0%	16.5%	16.8%	17.4%	16.9%	16.6%	17.1%	17.5%	18.1%
2500m ³	15.9%	15.9%	16.2%	16.3%	16.5%	16.3%	16.2%	16.5%	16.7%	17.2%
5000m ³	15.9%	15.9%	16.0%	16.1%	16.2%	16.1%	16.1%	16.2%	16.4%	16.7%

一般家庭の1か月あたりの水道使用料(税抜)

使用水量 (1か月あたり)	現行水道料金 (13・20mm)	改定後水道料金 (13mm)	改定後水道料金 (20mm)
0m ³	1,080円	1,296円 (+216円)	1,296円 (+216円)
10m ³	1,190円	1,516円 (+326円)	1,516円 (+326円)
20m ³	2,500円	3,036円 (+536円)	3,036円 (+536円)
30m ³	4,100円	4,896円 (+796円)	4,896円 (+796円)
40m ³	5,700円	6,756円 (+1,056円)	6,756円 (+1,056円)
50m ³	7,410円	8,736円 (+1,326円)	8,736円 (+1,326円)

料金体系のパターン③(基本料金調整・逓増度調整)の設定

1. パターン設定(調整)の考え方

	基本料金収入と従量料金収入の割合の見直し	逓増度の見直し	口径13口径と口径20口径基本料金設定
調整	算定要領の算定結果を基に、 各口径の基本料金改定率を最低20% とする (基本料金割合37%→41%)	第一段階(～10m³)従量料金を33円 とし、他の段階の従量料金は同率でUPさせることで逓増度を抑制(逓増度16倍⇒5.9倍)	現在の料金体系を踏襲し、 口径13mmと口径20mmの基本料金額を同一 にする

2. パターン③ 料金体系

(1か月あたり・税抜き)

口径	基本料金	従量料金(1m ³ あたり)				
		1～10m ³	11～20m ³	21～40m ³	41～100m ³	101m ³ 以上
13mm	1,296円					
20mm	1,296円					
25mm	2,657円					
30mm	3,965円					
40mm	7,083円	33円/m ³	146円/m ³	178円/m ³	191円/m ³	196円/m ³
50mm	12,113円					
75mm	35,640円					
100mm	84,240円					
150mm	129,600円					
200mm	237,600円					

料金体系のパターン③（基本料金調整・逦増度再調整）の分析



本物力こそ桑名力

- ◆ パターン③は、口径25～40mmの少量～中量利用者では改定率が高くなるものの、口径13mm及び口径20mmの一般家庭利用者及び大口径では改定率のバランスが確保できます。
- ◆ ただし、口径13mmの基本料金は、引き続き総括原価算定結果と比較し、高い水準となります。

代表的な水量での料金負担UP率

水量/月	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm
0m ³	20.0%	20.0%	84.5%	83.6%	78.9%	34.6%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%
5m ³	28.7%	28.7%	88.8%	86.5%	80.5%	35.6%	20.3%	20.1%	20.1%	20.0%
10m ³	36.6%	36.6%	92.7%	89.2%	82.1%	36.6%	20.7%	20.3%	20.2%	20.1%
15m ³	27.7%	27.7%	68.6%	71.8%	72.3%	34.9%	20.5%	20.2%	20.1%	20.1%
20m ³	23.4%	23.4%	55.5%	60.8%	64.9%	33.4%	20.3%	20.1%	20.1%	20.0%
30m ³	18.7%	18.7%	39.6%	45.5%	52.6%	30.5%	19.8%	19.9%	20.0%	20.0%
50m ³	15.5%	15.5%	27.6%	32.2%	39.4%	26.4%	19.1%	19.6%	19.7%	19.8%
100m ³	13.4%	13.4%	19.3%	21.9%	26.8%	21.1%	17.7%	18.8%	19.1%	19.5%
250m ³	12.1%	12.1%	14.4%	15.5%	17.8%	16.0%	15.3%	17.0%	17.8%	18.6%
500m ³	11.7%	11.7%	12.9%	13.4%	14.6%	13.8%	13.8%	15.4%	16.3%	17.5%
1000m ³	11.6%	11.6%	12.1%	12.4%	13.0%	12.6%	12.7%	14.0%	14.8%	16.0%
2500m ³	11.4%	11.4%	11.7%	11.8%	12.0%	11.9%	12.0%	12.6%	13.1%	14.1%
5000m ³	11.4%	11.4%	11.5%	11.6%	11.7%	11.6%	11.7%	12.0%	12.3%	13.0%

一般家庭の1か月あたりの水道使用料(税抜)

使用水量 (1か月あたり)	現行水道料金 (13・20mm)	改定後水道料金 (13mm)	改定後水道料金 (20mm)
0m ³	1,080円	1,296円 (+216円)	1,296円 (+216円)
10m ³	1,190円	1,626円 (+436円)	1,626円 (+436円)
20m ³	2,500円	3,086円 (+586円)	3,086円 (+586円)
30m ³	4,100円	4,866円 (+766円)	4,866円 (+766円)
40m ³	5,700円	6,646円 (+946円)	6,646円 (+946円)
50m ³	7,410円	8,556円 (+1,146円)	8,556円 (+1,146円)

◆ 総括原価算定結果及びパターン①～③では、いずれの場合も、以下のような課題があり、**新たな使用料体系として採用することが難しいため、特に利用者の激変緩和の観点から、パターン③を基本料金、従量料金共に調整したパターン④を改めて設定することとします。**

パターン	口径別基本料金の設定	逓増度の見直し	評価	体系の主な問題点
総括原価算定結果	<u>算定要領の考え方</u> に基づいて口径別基本料金を設定	従量料金については、 <u>原則は、単一の料金</u> を設定	—	<ul style="list-style-type: none"> 口径13mmや多量使用者で増加率がマイナスとなる一方で、口径20mm以上の少量～中量利用者では改定率が非常に高くなる
パターン①	算定要領の算定結果を採用(37%→40%)	<u>第一段階(～10m³)従量料金を22円</u> とする (逓増度16倍⇒9.5倍)	×	<ul style="list-style-type: none"> 口径13mm少量利用者で増加率がマイナスとなる一方で、口径20mm以上の少量～中量利用者では改定率が高くなる 引き続き高い逓増度
パターン②	<ul style="list-style-type: none"> 算定要領の算定結果を基に、<u>各口径の基本料金改定率を最低20%</u>とする(37%→41%) <u>口径13mmと口径20mmの基本料金額を同一</u>にする 	<u>第一段階(～10m³)従量料金を22円</u> とする (逓増度16倍⇒9.3倍)	△	<ul style="list-style-type: none"> 口径25～40mmの少量～中量利用者では改定率が高くなる 口径13mmの基本料金が、引き続き総括原価算定結果と比較し高い水準 引き続き高い逓増度
パターン③	<ul style="list-style-type: none"> 算定要領の算定結果を基に、<u>各口径の基本料金改定率を最低20%</u>とする(37%→41%) <u>口径13mmと口径20mmの基本料金額を同一</u>にする 	<u>第一段階(～10m³)従量料金を33円</u> とする (逓増度16倍⇒5.9倍)	△	<ul style="list-style-type: none"> 口径25～40mmの少量～中量利用者では改定率が高くなる 口径13mmの基本料金が、引き続き総括原価算定結果と比較し高い水準

料金体系のパターン④(逡増度の調整)の設定



本物力こそ桑名力

1. パターン設定(調整)の考え方

	基本料金収入と従量料金収入の割合の見直し	逡増度の見直し	口径13mmと口径20mm基本料金設定
調整	算定要領の算定結果を基に、口径13mmを除き各口径の基本料金改定率を最低20%とする(基本料金割合37%→40%)	第一段階(~10m ³)従量料金を33円とし、他の段階の従量料金は同率でUPさせることで逡増度を抑制(逡増度16倍⇒6.1倍)	口径13mmの基本料金額を、現状基本料金+10%に設定にする

2. パターン③ 料金体系

(1か月あたり・税抜き)

口径	基本料金	従量料金(1m ³ あたり)				
		1~10m ³	11~20m ³	21~40m ³	41~100m ³	101m ³ 以上
13mm	1,190円					
20mm	1,300円					
25mm	2,660円					
30mm	3,970円					
40mm	7,080円	33円/m ³	150円/m ³	183円/m ³	195円/m ³	200円/m ³
50mm	12,100円					
75mm	35,600円					
100mm	84,200円					
150mm	129,600円					
200mm	237,600円					

料金体系のパターン④（逦増度の調整）の分析



本物力こそ桑名力

- ◆ パターン④は、口径25～40mmの少量～中量利用者では改定率が高くなるものの、口径13mm及び口径20mmの一般家庭利用者及び大口径では改定率のバランスが確保できます。
- ◆ また、総括原価算定結果を踏まえて、口径13mmの基本料金を一定程度抑制することができます。

代表的な水量での料金負担UP率

水量/月	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm
0m ³	10.2%	20.4%	84.7%	83.8%	78.8%	34.4%	19.9%	19.9%	20.0%	20.0%
5m ³	19.4%	29.1%	89.0%	86.7%	80.4%	35.5%	20.2%	20.1%	20.1%	20.0%
10m ³	27.7%	37.0%	92.9%	89.4%	82.1%	36.4%	20.5%	20.2%	20.2%	20.1%
15m ³	23.0%	29.0%	69.6%	72.6%	72.7%	35.0%	20.4%	20.2%	20.1%	20.1%
20m ³	20.8%	25.2%	57.0%	62.0%	65.6%	33.7%	20.3%	20.1%	20.1%	20.1%
30m ³	18.3%	21.0%	41.7%	47.3%	53.9%	31.1%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%
50m ³	16.5%	17.9%	30.0%	34.4%	41.1%	27.5%	19.5%	19.7%	19.9%	19.9%
100m ³	15.2%	15.9%	21.6%	24.2%	28.8%	22.7%	18.4%	19.2%	19.5%	19.7%
250m ³	14.2%	14.5%	16.7%	17.8%	20.0%	17.9%	16.6%	17.9%	18.4%	19.0%
500m ³	13.9%	14.0%	15.1%	15.7%	16.8%	15.9%	15.5%	16.7%	17.3%	18.2%
1000m ³	13.8%	13.8%	14.4%	14.7%	15.3%	14.8%	14.7%	15.6%	16.2%	17.1%
2500m ³	13.7%	13.7%	13.9%	14.0%	14.3%	14.1%	14.1%	14.6%	14.9%	15.7%
5000m ³	13.7%	13.7%	13.8%	13.8%	14.0%	13.9%	13.9%	14.1%	14.4%	14.8%

一般家庭の1か月あたりの水道使用料(税抜)

使用水量 (1か月あたり)	現行水道料金 (13・20mm)	改定後水道料金 (13mm)	改定後水道料金 (20mm)
0m ³	1,080円	1,190円 (+110円)	1,300円 (+220円)
10m ³	1,190円	1,520円 (+330円)	1,630円 (+440円)
20m ³	2,500円	3,020円 (+520円)	3,130円 (+630円)
30m ³	4,100円	4,850円 (+750円)	4,960円 (+860円)
40m ³	5,700円	6,680円 (+980円)	6,790円 (+1,090円)
50m ³	7,410円	8,630円 (+1,220円)	8,740円 (+1,330円)

料金体系の検討(まとめ)



- ◆ 総括原価算定結果をベースとして、一定程度負担の公平性を確保しつつ、激変緩和の観点にも十分配慮した新料金体系としてパターン④の料金体系が望ましいと考えます。
- ◆ 次回以降の料金改定においても、より公平性を確保した料金体系への意向を目指します。

パターン	総括	評価
総括原価算定結果	<ul style="list-style-type: none"> 水道料金算定要領に基づいており、負担の公平性が確保されている。 しかしながら、<u>口径13mmや多量使用者で増加率がマイナスとなる一方で、口径20mm以上の少量～中量利用者では改定率が非常に高くなる</u>といった課題があり、実際の新料金体系としての採用は非現実的。 	—
パターン①	<ul style="list-style-type: none"> 負担の公平性は相当程度高く確保されている。(従量料金のみ調整) 一部改善されるものの、<u>口径13mm少量使用者で増加率がマイナスとなる一方で、口径20mm以上の少量～中量利用者では改定率が高くなることや高い逓増度</u>といった課題があり、実際の新料金体系としての採用は非現実的。 	×
パターン②	<ul style="list-style-type: none"> 全ての利用者が一定程度の負担増となり、料金改定のバランスは改善される。 一方で、<u>口径13mmの基本料金が引き続き総括原価算定結果と比較し高い水準になることや、高い逓増度</u>という課題があり、実際の新料金体系としての採用は公平性の観点から困難。 	△
パターン③	<ul style="list-style-type: none"> 全ての利用者が一定程度の負担増となり、料金改定率のバランスは改善される。 公平性に関しても逓増度の低下という点で一定程度改善されるものの、<u>口径13mmの基本料金が引き続き総括原価算定結果と比較し高い水準になる</u>という課題があり、実際の新料金体系としての採用は困難 	△
パターン④	<ul style="list-style-type: none"> 総括原価算定結果を基に、<u>①基本料金割合の増加、②逓増度の低下</u>を実現しており、一定程度負担の公平性が確保されている。 <u>これまで低い基本料金であったことから、口径25～50mmの少量～中量利用者改定率は高めになるものの、全体的に公平性と激変緩和が両立</u>という点でバランスの取れた体系。 	○



(4) 答申(案)について



1. 水道料金の改定について

(1)水道料金の改定率を20%引き上げることとし、別表1のとおりとする。

(2)新水道料金の条例は令和8年度中に議会へ上程するものとし、開始時期は、市民生活への影響を考慮し、決定すること。

附帯意見

- (1)水道料金の改定にあたっては、市民生活に与える影響を考慮して、丁寧な説明に努めるとともに、長期的な視野も含め日常から水道事業に対する理解が更に深まるように努めること。
- (2)計画的な施設更新や地震等の災害対策を着実に実施すること。
- (3)上水道老朽管を計画的に更新することで漏水対策を実施し、有収率の向上に努めること。
- (4)昨今の物価上昇による企業債利子の上昇、水道施設の老朽化に伴い修繕費用の増加、想定以上の人口減少など様々なリスクがあるため、料金改定を実施してから概ね3年が経過した時点又は、次期桑名市上下水道事業経営戦略の策定時に収支予測の見直しを行うこと。
- (5)近年の物価上昇により市民生活への影響を考慮し、水道料金の改定時期について経過措置等の検討に努められたい。
- (6)用途別の料金体系を採用しているが、全国の事業者の動向も踏まえて、口径別の料金体系への移行を検討すること。